

河川の自由使用等に係る
安全対策に関する検討会（第2回）議事要旨

1. 日時：平成22年8月27日（金）10：00～12：00

2. 場所：中央合同庁舎2号館1階 国土交通省共用会議室5

3. 出席委員

| | | |
|----|-------|-----------------|
| 座長 | 小幡 純子 | 上智大学法科大学院長教授 |
| 委員 | 島田聡一郎 | 上智大学法科大学院教授 |
| | 福永 実 | 広島大学大学院法務研究科准教授 |
| | 三浦 大介 | 神奈川大学法学部教授 |
| | 道奥 康治 | 神戸大学大学院工学研究科教授 |

（敬称略、五十音順）

4. 議事要旨

○島田委員より「河川等管理と刑事過失の基本的考え方」、三浦委員より「河川の自由使用と河川法」についてご意見をいただき、事務局より「判例分析にあたっての分析方法（案）について」、「河川以外の人工公物に係る判例について」及び「アンケート調査にあたっての調査項目（案）について」についての説明を行った。

○各委員からの主な意見

- ・同一事件において、民事責任として損害賠償の支払後であっても、刑事責任として、検察審査会の強制起訴の制度により、今後、強制起訴される事案が増える可能性がある。
- ・国家賠償法2条の瑕疵について、河川においては、予算上の制約によりパトロールを週一回しかできなかったという抗弁が認められるが、道路においては、予算制約の抗弁は認めず、瑕疵ありとされる傾向にある。しかし、刑事事件と比較した場合には、通常、国賠においては予算制約の抗弁は認めず、瑕疵があれば損害賠償をし、刑事においては、予算制約の抗弁が認められ、刑事責任はないとなるはずである。
- ・道路で危険が生じた場合、いつまでも通行止めにはできないので、補修をして通行させることが前提となるが、公園で危険が生じた場合は、補修をして使用させることが必須とも言えないことから、人工公物であっても、道路と公園とでは違いがある。
- ・刑事責任については、職員の職責に応じた予見可能性、回避可能性が問われるが、判例上、非常に例外的に、情報がある人に集まっていて、その人が最終的な判断をする決定権者に対して進言する義務がある場合には、過失が認められる進言義務という議論がある。
- ・刑事事件において、被告人に決定権限がなかったため無罪になり、改めて、決定権限のあった人が起訴される場合であっても、それは違う裁判体で判断されるので、必ずしも直ちに、決定権限のあった人が刑事罰を受けることにはならない。
- ・国家賠償法1条2項の故意重過失による求償と、刑事罰には関連がありそうだが、求

償の問題はほとんど議論されていない。刑事事件で起訴され有罪になる事例が増えると、最終的に求償の議論が出る可能性はある。

- ・刑事事件において、異動してきたばかりの職員が責任を問われた場合、今までこのような管理がされていたからそのまま管理していたという理由は、日本の裁判では通らないと思われる。
- ・法律上、国家賠償と刑事事件との連動はないが、事実上、国家賠償における責任が微妙な事案であれば、刑事事件での起訴が慎重になる可能性はある。ただ、刑事事件での起訴が慎重になるのは、国家賠償における責任を争っていたか否かではなく、事件の推移として疑念があるか否かによると考えられる。
- ・河川法においては、様々な形態の自由使用に対する安全対策を含めて、利用調整について法令上の権限が明確でないところが、安全対策上問題ではないかと思われる。
- ・現行の河川法は、主として治水のための法であり、河川に近づく人の安全確保のための規定がないため、危険防止のため実効性のある措置をとることができない。
- ・治水に重点が置かれ、公衆の利用に対する管理の視点が希薄な河川法は、道路法等他の公物管理法等と比較してその点で異質であるが、これは、自然公物を管理する法の特質であるとも思われる。
- ・現状では、河川の自由使用の意味・態様が拡散しているため、どこかで線引きして、行政が責任をもって管理を担う範囲を確定する必要がある。
- ・もともと河川法においては、河川に近づく人に対する安全対策は想定していなかったものと思われるが、本検討会においては、その安全対策が今後の議論である。
- ・下級審は、事故を起こした営造物そのものに着目して瑕疵があるか否かを判断するが、最高裁は、同種同規模の公物の全国平均的な安全性をならして見る傾向がある。下級審と最高裁で、そのコントラストが明確であれば、そういった視点からの分析も必要である。
- ・判例分析について、河川利用者の態様は、年齢と性別だけであるが、歩行者、自転車、ボートなどの視点からの分析も必要である。
- ・判例分析について、いくつか包含できそうな視点もあるが、それぞれの視点にうまくはめ込めないものについては、その他の欄に記載し、後で専門の委員から、どの視点に該当するかご指摘していただき、分析を行う。
- ・アンケート調査について、調査対象のバリエーションが広ければ、それだけ広くサウディングできるが、その一方、サンプル数が減るジレンマがある。また、上流から下流まで3箇所の利用者から得た回答と比較する河川管理者の回答は、それぞれ利用者の回答に対応するものか、あるいは、河川管理者は上流から下流まで全部を管理しているので、利用者の回答には対応しないのか、その突き合わせ方を整理する必要がある。

以上